

武雄競輪場食堂及び売店経営者募集要領

1 目的

武雄競輪場内において、入居して食堂及び売店事業の経営を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な手続き等について定める。

2 使用物件の概要及び募集条件

(1) 施設概要

所在地：武雄市武雄町大字武雄4439番地

武雄競輪場内フードコート

面積：フードコート 68.62㎡

厨房1 14.32㎡

厨房2 14.18㎡

売店 8.37㎡

席数：24席

(2) 募集内容

食堂：2店舗

売店：1店舗（菓子、飲料等）

ただし、特別観覧席で発売を行う際の特別観覧席売店の運営も含む。

(3) 営業日

原則として、武雄競輪場の本場及び場外発売の開催日とする。

(4) 営業時間

原則として、10時から16時とする。

(5) 賃貸借期間

平成28年10月 日～平成31年9月30日

期間満了後は、使用許可上の違反等がなく、良好な運営状況と認められる場合は、賃貸借契約を1年度ごとに更新することができるものとする。

なお、更新しない場合は、期間満了の3箇月前までに意思表示すること。

※賃貸借開始日については、平成28年度下期競輪開催日程が決まり次第決定する。

(6) 月額使用料

厨房1：39,400円

厨房2：39,000円

売店：23,000円

3 応募資格

応募の資格者は、次のすべての要件を満たす者とする。

(1) 現在、市内に居住又は店舗を有し、5年以上の営業実績を有する者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていない者であること。

- (3) 住民税（事業主にあっては事業税及び地方消費税）の未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員並びに準構成員でないこと。
- (5) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

4 事業者の選定方法

選定は、プロポーザル（企画提案型）方式による競争とし、競争に参加する事業者より提出される企画提案書等について選定委員会で審査し、事業者を選定する。

5 応募手続き等

- (1) 申込期間 平成28年6月20日（月）～平成28年7月19日（火）
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時
- (3) 提出書類
 - ・ 申込書
 - ・ 企画提案書
 - ・ 営業概要書
 - ・ 誓約書
 - ・ 年間収支見積書
 - ・ 納税証明書（直近1年間の住民税、法人にあっては法人市民税）
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 持参または郵送

6 経費の負担及び設備状況

(1) 光熱水費

電気料及び水道料については、使用実績に応じ実費相当分を武雄市へ納入すること。
また、ガスについては事業者で契約すること。

○厨房設備

- ※手洗い 1箇所
- ※カウンター（下部通行扉有り）
- ※エアコン（天吊り・個別方式）
- ※換気扇（フード有、天井）
- ※グリーストラップ（外部設置）
- ※ガス給湯器 1台（外部設置）
- ※排水管 3箇所（50Φ、土間立上げ）
- ※ガス管、給水管、給湯管（20A、天井どまり）
- ※電気（電灯）6.3KVA、（動力）5.8KW
- ※コンセント 100V 1箇所

○売店設備

※カウンター（下部通行扉有り）

※エアコン（壁掛け・個別方式）

※換気扇（天井）

※コンセント 100V 3箇所

- (2) 営業に伴う諸雑費（使用物件内の定期・日常清掃、日常業務の塵芥処理、従業員の衛生管理等、経営にかかる全ての経費）は事業者の負担とし、使用物件内の定期・日常清掃等の業務は事業者が自ら行うものとする。
- (3) 食堂及び売店の設置（設備・備品等）に要する費用及び建物付属設備等の改修に要する費用は、事業者の負担とする。

7 使用条件等

- (1) 競輪場内において、武雄市の許可により他の業者が屋台等で飲食物の販売を行う場合があることを踏まえておくものとする。
- (2) 取扱商品については、事前に書面により承認をうけるものとする。
- (3) 販売を禁止する商品
 - ア.ビン類
 - イ.缶類
- (4) 営業に伴う関係法令上の手続き
営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請、届出等については、全て事業者の負担において行うものとする。
- (5) 衛生管理
事業者は、食堂及び売店内における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、全て事業者の負担と責任において対処するものとする。
- (6) 廃棄物の回収
事業者は、食堂及び売店で販売した商品、包装等から発生する廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱を食堂及び売店に設置するとともに回収を行い、その処理経費は事業者の負担とする。
- (7) 警備体制の配備
営業時間、営業時間外を問わず、使用物件内の警備体制については、事業者の負担と責任において配備、対処するものとする。

8 使用上の制限

- (1) 使用物件は、最良たる管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。
- (2) 事業者は、使用物件を食堂・売店の営業以外の用途に供してはならない。
- (3) 事業者は、使用物件の営業する権利を他人に譲渡または再委託してはならない。

9 契約の解除または変更

次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除または変更をすることができる。

- (1) 武雄市において、使用物件を必要とするとき。
- (2) 事業者が契約書の各条項に違反したとき。
- (3) 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 商品の不当表示、改ざん等、利用者を欺くような行為により、社会的責任を迫られた場合等。

なお、前各号による解除または変更によって生じた損失の補償を武雄市に請求することはできないものとする。

10 原状回復

- (1) 契約期間が満了したときまたは契約が解除されたときは、事業者は自己の費用で、武雄市が指定する期日までに使用物件を原状に回復したうえで、返還しなければならない。
- (2) 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、武雄市がこれを行い、その費用を事業者に請求することができる。

11 損害賠償

事業者は、契約書に定める義務を履行しないため、武雄市に損害を与えたときは、その損害額に相当する損害賠償金を支払わなければならない。

12 有益費等の請求権の放棄

事業者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用を請求しないものとする。

13 法令の遵守

本物件の使用にあたっては、武雄市自転車競走場設置条例及びその他関係法令を遵守すること。

14 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (2) プロポーザル参加申請にかかる費用は、応募者負担とする。
- (3) 提出された書類は、審査・選定の用途以外に、応募者に無断で使用しないものとする。
- (4) 質問の受付
応募にかかる質問は、次のとおり取り扱う。
 - ①受付期限 平成28年7月8日（金）まで
 - ②受付方法 別紙様式5「質問書」を用いて電子メール、FAXまたは郵送で送付すること。
 - ③回答方法 平成28年7月13日（水）までに文書にて回答する。

15 参考

年間競輪開催日数及び平均入場者数（平成27年度実績）

開催日数：267日

平均入場者数：450人／日

16 応募内容等の問い合わせ先

武雄市営業部競輪事業所

電話：0954-23-2701

FAX：0954-23-8938

Eメールアドレス：keirin@city.takeo.lg.jp

【スケジュール】

- | | |
|-------------|----------------|
| ①公募開始 | 平成28年6月20日（月） |
| ②質問書の受付 | 平成28年7月8日（金）まで |
| ③応募申込書の提出期限 | 平成28年7月19日（火） |
| ④企画提案書の選考 | 平成28年7月下旬 |
| ⑤審査結果の通知 | 平成28年7月下旬 |
| ⑥契約書の締結 | 平成28年8月上旬 |
| ⑦工事着工・開店準備 | 平成28年8月～ |
| ⑧店舗オープン | 平成28年10月 |